

イギリス教育改革の変遷

— ナショナルカリキュラムを中心に —

吉田 多美子

目次

- | | |
|---|--------------------------------------|
| はじめに | 4 新自由主義教育の限界と保守党教育改革への批判 — メージャー政権 — |
| I サッチャー政権以前のイギリス社会と教育 | III 労働党ブレア政権の教育改革 |
| 1 1944年教育法に基づく「パートナーシップ」 | 1 労働党ブレアの教育改革への姿勢 |
| 2 1970年代後半の教育改革への動き | 2 第1次ブレア政権における学力向上政策とナショナルカリキュラムの改訂 |
| II 保守党サッチャー・メージャー政権の教育改革 — 新自由主義・新保守主義的教育政策 — | 3 第2次ブレア政権の中等教育へのシフト |
| 1 1988年教育改革法の成立 | 4 第3次ブレア政権の展望 |
| 2 1988年教育改革法におけるナショナルカリキュラムとナショナルテストの規定 | おわりに |
| 3 日本の学習指導要領との相違 | |

はじめに

イギリス⁽¹⁾では1970年代末以降、首相が教育政策の立案と実施に決定的な役割を果たしている。彼らは、明確な政治理念に基づく教育観を持っており、実際の政策に強い影響を及ぼしている⁽²⁾。

保守党サッチャー政権は画期的といわれる1988年教育改革法 (Education Reform Act) を制定し、「ナショナルカリキュラム (National Curriculum)」を定め、イギリスにおける教育の中央集権化と市場原理を導入した。

1990年11月、サッチャーからメージャーに交

代した保守党政権は、1997年5月の総選挙で労働党に惨敗し、1979年以来19年間維持してきた政権の座を労働党ブレア党首に明け渡した。それ以降ブレア政権は継続し、2005年5月5日の総選挙の勝利により、1900年の労働党結党以来初の3期連続して政権の座にある⁽³⁾。

ブレアは「政策のトップに教育をかかげた最初の首相」といわれており、就任直後の演説で「私に最優先事項は何かと聞いてくれ。答えよう。教育、教育、そして教育である」⁽⁴⁾と述べた言葉は有名である。当初労働党の教育政策は、保守党政権の行った改革路線とまったく同じである、との指摘が多かった⁽⁵⁾ものの、政権3

(1) 本稿では、イングランドを示すこととする。

(2) 熊谷一乗「T.ブレアの政治理念と教育観」『創価大学教育学部論集』47, 1999, p.1.

(3) ただし、3期目途中でのブラウン財務相への政権禅譲もささやかれており、任期を全うできるかどうかはブレア3期目の焦点となる(『読売新聞』2005.5.6.)。

(4) 佐貫浩『イギリスの教育改革と日本』高文研, 2002, p.191.

(5) 大田直子「イギリス新労働党の教育政策—装置としての「品質保証国家」」『教育学年報』9号, 2002.9, p.405.

期9年目の2005年10月現在、保守党と労働党の教育政策と教育観の相違を指摘する論者は増えている⁽⁶⁾。

しかし、サッチャー政権の一連の教育改革政策の中で、ナショナルカリキュラムの制定は最も重要なもののひとつと位置づけた後は、ナショナルカリキュラムおよびそれをものさしとした子ども達の学力水準の向上問題をその政策の中心に据えている点⁽⁷⁾では、変わりがない。これは、第二次世界大戦後のイギリスで、カリキュラムの問題が常に教育論争の中心に位置してきた⁽⁸⁾こととも大きく関わっている。

では二大政党制であるがゆえに、政権交代によって政策動向が大きく変化するイギリスで、常に教育改革の中心であるナショナルカリキュラムは、どのような変遷を遂げているのだろうか。現在わが国でも「ゆとり教育」による学力低下問題に伴う学習指導要領の見直しの議論が行われており⁽⁹⁾、学力水準の向上を政策の中心に掲げたイギリスの例は貴重な示唆を与えてくれると思われる。本稿ではナショナルカリキュラムを中心にサッチャー政権からブレア政権までのイギリス教育改革を概観し、その今後の課題と展望を試みた。

I サッチャー政権以前のイギリス社会と教育

1 1944年教育法に基づく「パートナーシップ」

戦後のイギリス⁽¹⁰⁾では1944年教育法 (Education Act 1944 通称：バトラー法) に基づき、地方教育当局 (Local Educational Authority) が教育全体に責任を負う、とされており⁽¹¹⁾、中央政府によるカリキュラム統制は行われていなかった⁽¹²⁾。特に義務教育では、地方教育当局でさえ「管轄地域の教育政策の大枠の立案」が任務とされており、具体的な教育内容は実質的に学校現場 (個々の学校の校長と教員) に委ねられていた⁽¹³⁾。

一方、中央政府による指導・助言システムも機能しており、専門家によって構成される中央審議会などの機関が存在し、政府の勅任視学官の学校視察も行われていた。地方教育当局も視学官による視察と指導・助言を行っており、戦後長い間、教育における国－地方－学校の間のある良好な「パートナーシップ」関係が成立していた⁽¹⁴⁾。

2 1970年代後半の教育改革への動き

イギリスでは長い間、教育制度と経済成長の

(6) 例えば、同上；清水貞夫「イギリス労働党政権下でのインクルージョンに向けた取り組み」『宮城教育大学紀要』37号，2002，p.156；窪田眞二「イギリスの学力問題と教育政策」『比較教育学研究』29号，2003，p.54。などが挙げられる。

(7) 窪田 同上，p.54.

(8) 二宮衆一「戦後イギリスにおける共通カリキュラム論の一考察」『カリキュラム研究』13号，2004.3，p.1.

(9) 世界トップレベルとされてきた日本の子どもの学力が2003年の2つの国際調査 (学習到達度調査 (PISA)、国際数学・理科教育調査 (TIMSS)) において低下傾向が表れた。その背景として、2002年度導入のゆとり重視の新学習指導要領があるとされている。(『毎日新聞』2004.12.15)

(10) 本稿は1945年以降を中心に論じるものであるが、1902年に中等教育について教育法でカリキュラムが規定されたことがある。1988年教育改革法と、1902年教育法の類似性については、R. オルドリッチ (松塚俊三ほか訳) 『イギリスの教育－歴史との対話』玉川大学出版部，2001，p.59。(原書名：Richard Aldrich, *Education For The Nation*, London: Cassell, 1996) を参照のこと。

(11) 『教育調査.第34集 1944年教育法』文部省調査局，1953.6.

(12) 唯一の例外として1944年教育法 (第25条－30条) で定められていたのは「宗教教育」であった。

(13) 大田直子「イギリスの教育改革－「福祉国家」から「品質保証国家」へ」『現代思想』30(5)，2002.4，p.221.

(14) 同上。

関係は殆ど不問に付されてきた。例えば、18世紀後半から19世紀にかけての産業革命の担い手となったのは、主として十分な学校教育を受けてこなかった人々であった⁽¹⁵⁾。戦後は完全雇用制度による福祉国家体制の下で、階層ごとに伝統的職業社会への参入が行われたため、1970年まで教育政策と職業訓練政策は殆ど乖離していた⁽¹⁶⁾。しかし1970年代後半に入り、「イギリス病」と呼ばれる経済の停滞や社会の活力低下が表面化し、基幹産業の衰退により義務教育終了者の労働市場の崩壊、失業等の問題が生じてきた。さらに国家財政の大幅赤字により、これ以上の福祉国家の維持が困難になってきた。社会全体も移民人口の増加や離婚率の上昇、多文化社会化などにより流動化し、既存の価値観が崩壊しつつあるなか、特に教育分野において多文化主義・反人種主義といったマイノリティの権利尊重の動きが活発になっていった⁽¹⁷⁾。

このような社会的状況の中で、労働党キャラハン首相(当時)は、「イギリス病」の原因を公

教育制度に求め、経済成長と結びつく教育改革を唱え、コア・カリキュラムの必要性を指摘した。21世紀に向けて日本やアメリカなど主要先進国に対し経済競争力を強化していくためにも、諸外国の水準を下回っている理数科の教育水準を国全体として向上させる必要もあった。

1976年キャラハン首相は、「社会の中でその位置と職を得ることを子ども達に教えてこなかったアカデミック偏重の公教育制度と関係者の責任」について述べ、長い間の「パートナーシップ」体制とそれを支えてきた労働党自身の教育政策を批判したため⁽¹⁸⁾、前述の国-地方-学校の「パートナーシップ」体制は揺るぎ始めた。その後労働党は教育改革案⁽¹⁹⁾を提示したが、総選挙に敗北しその実施は頓挫した。

表1は、国際教育到達度評価学会(International Association for the Evaluation of Educational Achievement: IEA)による国際数学・理科教育調査(Trends in International Mathematics and Science Study: TIMMS)第1回から第

表1 イギリス・日本の中学生の数学の成績(国際教育到達度評価学会(IEA)による国際数学・理科教育調査(TIMMS)より)

実施回と年度	第1回 (1964年)	第2回 (1981年)	第3回 (1995年)	第4回 (2003年)
参加国数	12カ国	20カ国	39カ国	46カ国
イギリス(順位)	第5位	第11位	第23位	※
日本(順位)	第2位	第1位	第3位	第5位
イギリス(平均点)	23.8点	47.4%	476点	498点
日本(平均点)	31.2点	62.3%	571点	570点
得点算出方法	70点満点	正答率ベース	全児童の平均値が500点となるよう算出。	第3回と同様。

(出典) 国立教育研究所『中学校の数学教育・理科教育の国際比較：第3回国際数学・理科教育調査報告書』東洋館出版社、1997.4、及び国立教育研究所作成資料<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/pdf/8.pdf>より作成。※イギリスは学校実施率が国際基準を満たさないため、参考データ。順位はなし。

(15) オルドリッチ 前掲注(10), p.232. では、「組織的・学術的であるよりは才能にあふれた職人の技能に頼る経験主義、学校より実地の訓練を重視する経営者と労働者」など、教育と経済発展とを効果的に結びつけることができなかった産業革命の歴史的な性格が指摘されている。

(16) 戒能通厚編『現代イギリス法事典』(新法学ライブラリ; 別巻1) 新世社, 2003.2, p.254.

(17) 特に、地方教育当局は70年代後半から80年代に多文化主義教育政策の指導的役割を果たしたといわれている。

(18) 戒能 前掲注(10), p.254.

(19) 1977年の「テラー・レポート」で提示した教育改革案は、親と地域代表を新たにパートナーに組み入れる内容であるが画期的なものではなく、あくまで従来の「パートナーシップ」関係に留まるものであった(大田 前掲注(13), p.224.)。

4回までのイギリスと日本の中学生の数学の成績を、参考までに示したものである。

II 保守党サッチャー・メージャー政権の教育改革 — 新自由主義・新保守主義的教育政策 —

1 1988年教育改革法の成立

1979年の総選挙で労働党から政権を奪取したのは、保守党のマーガレット・サッチャーであった。サッチャリズムと呼ばれるその思想は、市場における自由な競争に基づきいかなる結果も正当化されるとする「新自由主義」と、経済においては小さな政府の立場を取るが、社会的には伝統を重視し政府介入を支持する「新保守主義」のもとで、「自由経済・強い国家」を唱えるものであった。サッチャーは、行き過ぎた「福祉国家」の解体と徹底した行政改革による小さな政府論を提唱し、一連の社会改革が実行に移された。サッチャーは「この世に社会なんていうものはない」⁽²⁰⁾と明言し、「国家と個人間に存在していた様々な組織の弱体化と強い個人像」⁽²¹⁾を打ち出して、個人が直接国家と対峙することを要求した。

1987年6月の総選挙で圧倒的勝利を収めたサッチャーは、第3次政権(1987年-1990年)でベーカー教育担当大臣のもと、1988年教育改革法を成立させた。同法は全体で238条の条文からなり、1944年教育法以来の大規模かつ急進的で、イギリスの教育制度を抜本的に改革する画期的な法律であった⁽²²⁾。中でも、中央政府が統制してこなかった義務教育段階の公立学校のカリキュラムについて、初めて共通の履修すべき教

科と教育内容をナショナルカリキュラムとして定めたうえ、その実施評価としてナショナルテストを行うことが規定された点は注目すべきである。現在は、1988年教育改革法のナショナルカリキュラムを規定した第一部は失効しているものの、その大枠は変わらず1996年教育法を経て、現行法である2002年教育法に受け継がれているため、本稿では1988年教育改革法の内容を検討する。

2 1988年教育改革法におけるナショナルカリキュラムとナショナルテストの規定

1988年教育改革法のうち、第1条から25条までがナショナルカリキュラムに関連する規定である。第1条第2項では「子どもたちに、精神的、道徳的、文化的、知的、身体的な発達を促し、成人したあとの生活における機会、責任、及び経験にむけて準備させる」と規定し、バランスが取れた広い基盤を持ったカリキュラムの提供を規定する一方、各教科においては拘束力のあるナショナルカリキュラムの導入が規定されている。これにより義務教育段階のすべての公立学校は、ナショナルカリキュラムに従って教育を行う義務を負うこととなった。

イギリスの義務教育は5歳から15歳までの11年間で、うち5歳から11歳までが小学校(Primary School)、12歳から15歳までが中等学校(Secondary School)である。ナショナルカリキュラムは小学校を2段階、中等学校を2段階の計4段階のキーステージに分け、各キーステージで学ぶべき教科と内容を定めたものである。

1988年教育改革法では、主要教科である「中核教科(Core Subjects)」として英語、数学、

⁽²⁰⁾ マーガレット・サッチャー(石塚雅彦訳)『サッチャー回顧録:ダウニング街の日々.下巻』,日本経済新聞社,1993.11,p.217.(原書名:Margaret Thatcher, *The Downing Street years*. 1993.)

⁽²¹⁾ 大田 前掲注(5), p.419.

⁽²²⁾ ナショナルカリキュラム以外にも初等中等高等の学校教育全般に及んでいる。同法の内容については、鈴木彬司「イギリスの1988年教育改革法について」『レファレンス』39(8), 1989.8, pp.45-61, または鈴木正幸他「1988年イギリス教育改革法の主要点と問題点」『日本比較教育学会紀要』16号, 1990, pp.31-48. が詳しい。

理科の3教科、「基礎教科」(Foundation Subjects)として歴史、地理、技術、音楽、芸術、体育、外国語の7教科(計10教科)が規定された(外国語については、キーステージ3、4のみでの取扱い)。各キーステージの終了時に、カリキュラムの達成度を測る「ナショナルテスト(National Test)」を実施することも定められた。

この結果、それまで実質的に各学校長によって統制されており、子どもたちの学習の進展や継続性、一貫性を保障する枠組みが何もなくあったイギリス国内のカリキュラムの全国的基準が、法律によって規定され、試験制度による管理が図られることとなった。

法律では方向性だけを定めるというイギリスの慣例に従い1988年教育改革法では、ナショナルカリキュラムの内容そのものについての規定はなく、別途定めることとされた⁽²³⁾。そのため歴史や英語にとどまらず、数学、音楽等すべての教科にわたり「子どもたちに何を教えるべきか」激しい論争が繰り広げられた⁽²⁴⁾。またナショナルテストの実施を巡っては親と教師に

よる全国的な反対運動も展開され、結局第1回のナショナルテストはボイコットされた。このように、共通教育課程を設けることが望ましいという広い合意はイギリス国内に存在していた⁽²⁵⁾にも関わらず、その内容およびテスト実施に対する反対論⁽²⁶⁾は根強く、ナショナルカリキュラムとナショナルテストが現場の協力を得て実施されるまでには、相当の時間を要した⁽²⁷⁾。

3 日本の学習指導要領との相違

イギリスの「ナショナルカリキュラム」は、日本の学習指導要領と類似しているといわれる。実際「ナショナルカリキュラム」導入時には、当時のイギリスの教育科学省はカリキュラム作業委員会の委員19名を日本に派遣し、日本の数学教育の実態を調査し、作成の参考にしている⁽²⁸⁾。しかし、日本との相違点もいくつかある。佐貫浩(法政大学教授)の次の指摘はその代表的なものである。すなわち①イギリスにおいては日本のような教科に対する法的な授業時間数規定がないこと(コア教科(中核教科)では一定の授業時

⁽²³⁾ 1988年教育改革法第4条では、「担当大臣は命令によりナショナルカリキュラムを規定する」とした。この条文を受けて、各教科についてナショナルカリキュラムの到達目標および学習事項に関する命令(*Education (National Curriculum) (Attainment Targets and Programmes of Study) (England) Order*)が定められた。この命令そのものは、ごく短いもので、各教科の「ナショナルカリキュラム」として出版されている政府刊行物を指定することによって、ナショナルカリキュラムの細部を特定したものである。

⁽²⁴⁾ 細部が定められたのは、1988年教育改革法14条に基づいて設置された「ナショナルカリキュラム審議会(National Curriculum Council:NCC)」が定める指針による。現在は、「資格カリキュラム機構(Qualification Curriculum Association:QCA)」が、ナショナルカリキュラムの具現化を担っている。資格カリキュラム機構は、1997年教育法により設置された。イギリスでは1980年代以降、非省庁型公共機関が多数創設され、改組されつつ現在に至っている。

⁽²⁵⁾ Mary James「イングランド及びウェールズにおけるナショナル・カリキュラムの実施とその評価」『カリキュラム研究』7号, 1998.3, p.2.

⁽²⁶⁾ 新村洋志「サッチャリズムと教育改革における市場原理の問題」『中京女子大学研究紀要』34号, 2000, p.48. によれば、1987年10月7日付インディペンデント紙は教育改革方針への国民の反応を「ナショナルカリキュラムについては、保留条件をつけながらも大方が賛成」であるが、その保留条件として「ナショナルカリキュラムと全国学力テストが競争のテストであるならば反対だ」という声が圧倒的に強い、と報じたとしている。

⁽²⁷⁾ 1993年教育法第244条で「学校カリキュラムと評価委員会(The School Curriculum and Assessment Authority:SCAA)」の設置が定められ、委員長のアリング卿はナショナルカリキュラムのスリム化や改訂を行い教師の裁量の余地を拡大したため、一般に受け入れられていった。

⁽²⁸⁾ 鈴木彬司 前掲注⁽²²⁾, p.48.

間数の縛りがあるが、周辺の教科（基礎教科）について厳密な授業時間数の規定がない）②イギリスではナショナルカリキュラムの具現化は各学校に委ねられているが、唯一ナショナルテストを通じて、その到達度がチェックされるのに対し、日本では検定教科書の使用によって、学習指導要領に沿った教育を行うことが義務付けられている点である⁽²⁹⁾。

これに関連して、イギリスには国定および検定教科書は存在しない⁽³⁰⁾。またナショナルカリキュラムは、教授方法や各学校でのカリキュラム組織方法までは規定していない。そのため教師は教材選択の際、自分の教える個々の生徒の状況を考慮に入れ専門的判断を行うことができる。樋田大二郎（聖心女子大学教授）は、イギリスでは教師は専門職として認められていること⁽³¹⁾、社会全体として専門職に自由裁量の余地を与える傾向が強いことから、サッチャー教育改革以降ある程度の制限が課されるようになったとはいえ、依然教師の自由裁量の余地が相当存在する、と指摘する⁽³²⁾。

4 新自由主義教育の限界と保守党教育改革への批判 — メジャー政権 —

保守党サッチャー政権の教育改革は、1990年メジャー首相に引き継がれた。メジャー首

相の教育政策として、まず挙げられるのは教育水準局（Office for Standards in Education）の創設である。1992年教育法では、それまで教育省の一部局であった視学部が、学校監査の合理化と強化を目的に独立し、教育水準局が創設された。その任務は、定期的（6年ごと）に学校査察とその結果の報告を行う⁽³³⁾ ことであり、1993年から新たな初等・中等学校の監査制度が導入され、1995年からは、監査結果が「学校監査年次報告書」として毎年公表されるようになった⁽³⁴⁾。1996年には、学校監査法（School Inspection Act）が制定され、これにより学校監査制度はより精緻化された。

学校監査制度の評価については、「学校教育全体としての水準向上に一定の成果を挙げつつあると評価される一方、その報告書やリーグ・テーブル⁽³⁵⁾の作成、公表によって学校選択や学校淘汰といった市場原理に基づく競争に全ての初等・中等学校を参加させる制度として機能している点も無視できない。」⁽³⁶⁾と、正負の両面が指摘されている。いずれにせよ保守党政権の目指した教育の中央集権化は、教育水準局の創設によって一層進んでいったことは疑いもなく、ナショナルテストと教育水準局の両輪によって、いわゆる自然淘汰を予定する「品質保証国家」の枠組みが成立した、とも言われて

(29) 佐貫 前掲注(4), pp.21-22.

(30) 榎本剛『英国の教育』自治体国際化協会, 2002.7, p.49. は、授業で使用される教科書や教材には政府は関わっていない。オックスフォード大学出版やケンブリッジ大学出版、コリンズ出版、ロングマン出版といった大手の教育図書の出版社がナショナルカリキュラムに準拠した教科書や教材を出版しており、各学校ではそれらを適宜使用しているところが多いとしている。ただし、大田直子「検定教科書のないイギリス」『季刊教育法』130号, 2001.9, pp.70. は、小学校では基本的に教科書は使用されず、教師は与えられたガイドラインを自分たちで解釈し、それにふさわしい教材を自分たちで選んだり作ったりしているという。

(31) とはいえ、オールドリッチ 前掲注(10), p.228. によればイギリスにおいて教師の社会的地位は歴史的に低いといわれている。

(32) 樋田大二郎「イギリス教育便り(8)INCLUSION（包含）と学力向上—イギリス教育改革の経過報告—授業の標準化と水準維持」『月刊高校教育』36(7), 2003.5, pp.124-125.

(33) 2005年教育法で、学校監査は6年ごとから3年ごとに短縮された。

(34) 学校監査年次報告書は、教育水準局ウェブサイト上からも、閲覧が可能。

<<http://www.ofsted.gov.uk/reports/>>

いる⁽³⁷⁾。

しかし、サッチャー・メージャー保守党政権による、新自由主義的教育政策がもつ問題点は徐々に明らかになってきた。保守党政権の教育政策の問題点は、大田直子（首都大学東京助教授）⁽³⁸⁾の3点の指摘に端的に整理されよう。1点目はナショナルカリキュラムの内容と、ナショナルテストの早急な実施である。2点目は学校サービスの供給者の多様化を目指したが実現されなかったこと（企業が中心となって経営することを見込んだシティテクノロジーカレッジ（City Technology College: CTC）は予想とは異なり企業に人気がなく、最終的に15校しか設立されなかった。また地方教育当局から独立して中央政府から直接国庫補助金を得、準私立学校的性格を持つ政府補助学校（Grand Maintained Schools: GMS）も計画されたが、設立申請は少なかった。）、そして3点目は

子ども達の道徳心の低下である。特に子ども達の道徳心の低下問題は、複雑な社会的背景（犯罪の増加⁽³⁹⁾、性的虐待、貧困、社会不安など）が絡んでいるうえ、ナショナルカリキュラム導入以降、教師の関心もっぱら成績を上げることになり学力競争が激化したため、教師に切り捨てられた問題児が現れ、不登校となる「怠学」問題が生じた、とする説もある⁽⁴⁰⁾。

イギリス社会全体でも「市場における自由な競争に基づくいかなる結果をも正当化される」とする新自由主義の政策は、貧富の格差を拡大⁽⁴¹⁾し、個人レベルの貧困化はますます進行した。この結果、低収入の家庭はある特定の地域へと集中し、その結果公立の学校教育に格差が出るようになった、といわれている⁽⁴²⁾。

また、サッチャーの打ち出した個人主義は、その本来の意味⁽⁴³⁾とは異なる「個人化」主義

(35) ナショナルカリキュラムの成果を測定するナショナルテストは、具体的にはキーステージ1-3それぞれの修了時に行われる、通称「SATs (Standard Assessment Test)」と、キーステージ4修了時に実施される「GCSE」である。キーステージ1修了時のテスト結果以外は、毎年政府（教育技能省）が「Performance Table」として、学校別順位などを公表する。（2004年の結果は「イギリス教育技能省ウェブサイト」〈<http://www.dfes.gov.uk/performance-tables/>〉で閲覧可能）。これを基にマスコミ各社は各種のランキングを「League Table」として発表する。榎本 前掲注(30), p.65. は「League Table」は「無断欠席の多い学校ワースト20」「上位成績校ベスト20」「地方教育当局ランキング」など多岐に渡るとするが、特に学校選択制を採るイギリスで、保護者は子どもの学校選択に「League Table」の学校成績一覧を重視しているという。

(36) 沖清豪「イギリスにおける中央集権的視学・監察制度の機能変容」『教育制度学研究』10号, 2003, p.15.

(37) 大田直子「国家の教育責任の新たな在り方」『教育学研究』71(1), 2004.3, p.2. などで、イギリスの教育における国家の役割を「品質保証国家」と定義している。品質保証国家という「国家」とは、サッチャー・メージャー保守党政権を示すもので、国は、学校を教育サービスの自律性ある供給者とし、親や企業を消費者とする準市場を形成して、競争を通じて全体の教育水準を向上させるという「品質保証」を行った。

(38) 大田 前掲注(5), pp.407-412.

(39) 1993年11月、2歳のジェームズを殺害した2人の少年は（いわゆる「ジェームズちゃん事件」）「サッチャーの子ども」といわれた。（Picher, J. and S. Wagg (eds.), *Thatcher's Children?*, Falmer, 1990; 大田 同上 p.430. に引用）

(40) Seale, C., "Demagoguery in Process: authoritarian populism, the press and school exclusions", *Forum* vol.39. no1, 1997, p.18; 大田 前掲注(5), p.412. に引用。

(41) 大田 同上 p.418および 佐貫 前掲注(4), pp.46-51. によれば、貧困生活（平均国民所得の50%以下）を送る人々の数は、1979年から1997年に3倍に増加、人口の4分の1、貧困世帯に生きる子どもたちの比率は32%（EU平均は20%）になった、とのことである。

(42) 青木研作「イギリスにおける新自由主義的教育政策と学習社会論」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』11-2, 2004.3, p.180.

に帰結してしまい、人々は国家と社会への帰属意識を弱め、社会の連帯感の喪失と公衆道徳の失墜という問題が生じていた。人種問題に端を発する暴力事件や若年層の犯罪の増加も目立ち、人々の間に「安心して住むことができない」という社会不安も高まった⁽⁴⁴⁾。

Ⅲ 労働党ブレア政権の教育改革

1 労働党ブレアの教育改革への姿勢

労働党ブレア首相は自らの政策理念として、従来の企業国有化・福祉国家を重視する社会民主主義か、個人の自助・市場をもっぱら重視する新自由主義という二者択一ではなく、そのどちらでもない「第三の道」(新しい中道左派の立場)を採用した。また、市場と個人を強調しすぎたサッチャリズムに対して、ブレアはコミュニティを強調し、社会における安全な生活と他者を理解し寛容の精神を持つ活動的市民の養成を提唱した。

教育政策においては、ブレアは保守党政権の問題点を批判するとともに、グローバリゼーション化する社会の中で、イギリスが競争に勝ち残っていくためには、国民が常に学習し続け、時代の変化に追いついていかなければならない、と

した。

1997年の総選挙で勝利したブレアは、白書『学校に卓越さを (Excellence in Schools)』を発表し、その中で少数のものにとっての卓越性よりも、多くのものに優れた質の教育を目指すと公約した。また、政府はスタンダードの向上に関わる人たちとパートナーとなって仕事をするとして、保守党の掲げた市場原理の導入による学校間の競争よりも、親と学校、学校と地方、公的部門と民間などのパートナーシップに基づく教育の活性化を目指す姿勢を示した⁽⁴⁵⁾。

2 第1次ブレア政権における学力向上政策とナショナルカリキュラムの改訂

ブレア政権は、ナショナルカリキュラムとナショナルテストは保守党政権から引き継いでいるが、その活用方法を見ると大きく異なっている。窪田眞二(筑波大学教授)によれば、保守党時代のナショナルテストは学校間競争のものさしであったが、労働党時代のそれは学校がどれだけ改善の成果を示したかを測るためのものとされている⁽⁴⁶⁾。労働党は、社会的に不利な状況にある人々⁽⁴⁷⁾が多く住む地域などを教育改善地区 (Education Action Zone: EAZ) に指定し、集中的に教育予算を配分した。労働党は

表2 キーステージ2終了後のナショナルテスト(11歳児)でレベル4以上を達成した生徒の割合

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
読み書き能力 (%)	65	71	75	75	75	78	77	79
計算能力 (%)	59	69	72	71	73	73	74	75

(出典) Education and Training Statistics for the United Kingdom (1998-2004) およびイギリス教育技能省ウェブサイト *National Curriculum Assessments of 11 Year Olds in England, 2005*. <<http://www.dfes.gov.uk/rsgateway/DB/SFR/s000595/index.shtml>>を参照のうえ、作成。

(43) サッチャー 前掲注(20), p.218. でサッチャーは個人主義を「個人は自分の行動に対して最終的に責任があるし、またそう行動しなければならないという意味」だとしている。

(44) 大田 前掲注(5), pp.411-412.

(45) 同白書『学校に卓越さを (Excellence in Schools)』の日本語タイトルについては、清水貞夫「イギリス労働党政権下でのインクルージョンに向けた取り組み」『宮城教育大学紀要』37号, 2002, p.155. に倣った。同白書を実現するため、1998年には学校水準及び枠組み法 (School Standards and Framework Act 1998 (c.31)) を制定した。同法では、従来学校分類に入れられていなかった就学前教育について、はじめて法的な位置づけを行ったものである(大田 前掲注(5), p.260.)。

表3 保守党（サッチャー／メージャー）政権と労働党（ブレア）政権の主な特徴

	サッチャー／メージャー（保守党）	ブレア（労働党）
政権任期	1979年－1997年	1997年－現在
政権発足時の社会的・経済的状况	<ul style="list-style-type: none"> ・1979年は「イギリス病」による経済停滞、社会活力低下、失業問題。 ・国家財政の大幅赤字により、福祉国家の維持が困難に。 ・移民人口の増加や離婚率の上昇等により社会が流動化し、既存の価値感が崩壊。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1992年半ばより経済が拡大、長期的な好景気と低い失業率。 ・人々は国家と社会への帰属意識を弱め、公衆道徳が低下。社会不安が高まる。
施政方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「新自由主義」「新保守主義」のもと「自由経済・強い国家」を唱える。 ・「福祉国家」の解体と徹底した行政改革による小さな政府論を提唱。 ・「強い個人像」を打ち出して、個人が直接国家と対峙することを要請。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉国家を重視する社会民主主義か、個人の自助・市場をもっぱら重視する新自由主義のどちらでもない「第三の道」。 ・コミュニティを強調し、社会における安全な生活と、他者を理解し寛容の精神を持つ活動的市民の養成を提唱。
教育政策の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「競争の監視役としての国」 ・市場原理と自然淘汰による教育水準の上昇を意図。 ・従来、地方に任されていた教育の中央集権化を意図。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育改善のリーダーとしての国」 ・教育政策を、政府の最優先事項に位置づけ、教育水準の向上を標榜。 ・教育管理面における地方レベルの重要性を主張。

（出典）大田直子 前掲注(5)(3)(37)および 窪田前掲注(46)を参考に作成。

放っておくと学力向上に失敗する可能性の高い地域や階層にテコ入れを行い、社会全体の学力向上を目指したのである。

表2は、1998年から2005年までのコースタージ2終了後のナショナルテストで、政府目標であるレベル4以上を達成した生徒の割合を示したものである。特に1998年から1999年度にかけて、成績の上昇が顕著となっている。

表3は、保守党（サッチャー／メージャー）政権と労働党（ブレア）政権の主な特徴についてまとめたものである。

特に、労働党は政権第1期目において初等学校における基礎学力形成を重視し、1998年度からすべての初等学校で読み書き能力を向上させ

るための「リテラシー・アワー」を義務化した⁽⁴⁸⁾。これは学力向上の有効な政策だと評価されている⁽⁴⁹⁾。また、初等学校における低学年30人学級を実現した⁽⁵⁰⁾。さらに、基礎教科の指導に時間をかけられるようナショナルカリキュラムに示されている内容を一部省く等の弾力的実施ができるように、ブランケット教育・雇用大臣のもとでナショナルカリキュラムの改訂準備を始めた。改訂にあたり、Citizenship Education⁽⁵¹⁾が検討され、のちに導入された。この背景として、近年の青少年の社会参加意識の低下⁽⁵²⁾を懸念したブレアが、民主主義の精神と市民としての義務・責任・権利について、青少年に明確に示す必要性を強く感じていたことが挙げられ

(46) 窪田 前掲注(6), p.57. また、これに関連して同窪田「イギリス労働党の教育水準向上戦略」『世界』608号, 2001.5, p.131. では中央政府の位置づけ方の比較を行い、保守党を「競争の監視役としての国」、労働党を「教育改善のリーダーとしての国」としている。

(47) 学業の失敗と社会的不利との間の強い相関関係は、イギリスでもしばしば指摘されていた。例えば、ジェフ・ウィットイー（堀尾輝久・久富善之訳）『教育改革の社会学』東京大学出版会, 2004（原書名：Geff Whitty, *Making Sense of Education Policy*. Paul Chapman Publishing Ltd, 2002, p.155. などに詳しい。

(48) 具体化の形は各学校で若干異なるが、毎週6－7時間程度リスニング、リーディング、ライティングとスピーキングのスキルを含む一定のパターン化された教育方法による学習が行われているようである。（佐貫 前掲注(4), pp.32-33.）

(49) 1999年の全国学力テストの「学校別全国成績一覧表（リーグ・テーブル）」が公表されたが、その結果初等中等学校のいずれでも生徒の学力の着実な向上が認められた（表2参照）。

(50) School Standards and Framework Act 1998 第1条

る。そのため、青少年の社会への積極的な参加と責任を促すことを目的に Citizenship Education が導入された。

ブランケット教育・雇用大臣は翌年1998年には『クリック・レポート (Crick Report)』を発表、具体的な取り組み方法を提示した。クリック・レポートでも効果的な教育の3つの事柄として挙げられた Citizenship Education の定義⁽⁵³⁾は次の通りである⁽⁵⁴⁾。①社会的・道徳的責任…生徒の精神的、社会的、文化的成長を促進し、学校のクラスにおいてもクラスを超えた場でも、より自尊心と責任感のある人間に育成する。②コミュニティ関与…学校や近隣、地域、さらにより広い世界の生活で有益な役割を果たすことを生徒に奨励する。③政治的能力…経済と民主的組織の価値観について教え、異なる国籍、宗教、人種的アイデンティティを尊重することを奨励し、問題を反省し、議論に参加する生徒の能力を育成すること。

1999年9月、大幅に改訂されたナショナルカリキュラム (2000年新学期から実施) の骨子が発表され (「カリキュラム2000」)⁽⁵⁵⁾、新たに Citizenship Education が加わり12教科⁽⁵⁶⁾となった。(ただし Citizenship Education は2002年から

キーステージ3と4での実施となり、小学校では独立した教科ではなく、各教科にその内容が組み入れられることになった)。

また、ブレアは就学前教育についても公約通り、1998年9月以降、無償の半日制早期教育を全ての4歳児に提供した (2005年8月現在、全ての3、4歳児に無償の幼児教育が提供されている)。さらに「カリキュラム2000」には、ナショナルカリキュラムの中で3歳児から5歳児に対する就学前教育が位置づけられ、その到達目標が定められた (実施は、他のキーステージと同様に、2000年9月からとした)。具体的には、就学前教育を小学校入学時から始まる「キーステージ1」へ接続する Foundation Stage (基礎段階) とし、その到達目標 (Early Learning Goals) を、①個人的社会的情緒的発達、②言語と読み書き能力、③算数の発達、④身近な世界の知識と理解、⑤身体的発達、⑥創造的発達、と定めた。

3 第2次ブレア政権の中等教育へのシフト

政権第1期目で初等教育における学力向上に重点を置き一定の成果を得たブレア政権は、第2期目以降、政策の中心を中等教育に移行させつつある。2001年9月、モリス教育技能大臣は

51) Citizenship Education の訳としては、市民教育、市民性教育、公民教育等とされることがあるが、定訳はない。また「公民教育」と約す場合には、日本の「公民科」教育と内容的には重なる部分があるものの、教育の目的や指導のポイントは異なるため誤解を受けやすい。日本ボランティア学習協会 (編) 『英国の「市民教育」』日本ボランティア学習協会、2002. では、公民科と比較して Citizenship Education では民主主義について知ること、コミュニケーション能力を育てること、参加の能力を育てること、の3点が指導の際に重点的に意識されているという点が特徴的だとしている。そのため、今回はあえて日本語訳を当てはめず、原語のままとする。

52) *Crick Report*, p.15. <http://www.qca.org.uk/downloads/6123_crick_report_1998.pdf> によれば、1997年労働党が政権を奪取した総選挙では、18歳から24歳の棄権率が32%に上昇し、全ての世代の中で最高値であったという。

53) イギリス教育技能省ウェブサイト内 *Citizenship-What is citizenship?*

<<http://www.dfes.gov.uk/citizenship/section.cfm?sectionId=3&hierachy=1.3>>

54) 文部科学省「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」の中間報告「初等中等教育段階の青少年の学校内外における奉仕活動・体験活動の推進」

<http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2002/020404a.htm> でこのように訳出されている。

55) Statutory Instrument 2000 No.1146, *The Foundation Subject (Amendment) (England) Order 2000*.

56) ナショナルカリキュラムは、1995年の改訂で情報科が加わり11教科となっていた。

表4 2004年度以降の各キーステージにおける履修教科

学校段階 キーステージ	小学校		中等学校	
	1	2	3	4
年齢	5-6歳	7-10歳	11-13歳	14-15歳
英語	◆	◆	◆	◆
数学	◆	◆	◆	◆
理科	◆	◆	◆	◆ (2006年～)
技術	◆	◆	◆	◇ (2004年～)
情報	◆	◆	◆	◆
歴史	◆	◆	◆	
地理	◆	◆	◆	
外国語			◆	◇ (2004年～)
美術	◆	◆	◆	
音楽	◆	◆	◆	
体育	◆	◆	◆	◆
Citizenship Education			◆	◆

(出典) National Curriculum Online "About National curriculum"

<<http://www.nc.uk.net/webdav/servlet/XRM?Page/@id=6016>>, その他を参照のうえ作成。

なお、各キーステージでの必修科目を◆・選択科目を◇で示す。

白書『すべての子どもたちを成功に導く学校 (Schools :achieving success)』⁽⁵⁷⁾ を発表、政権2期目における教育改革の方向性を提示した。ナショナルカリキュラムについては、キーステージ4の14歳以降で個々の生徒のニーズに応じたカリキュラムを設定するなどの弾力的運用を指示した⁽⁵⁸⁾。

2002年2月発表の緑書『14-19歳：機会拡大、水準向上 (14-19: extending opportunities, raising standards)』および2003年1月の教育政策文書『14-19歳 機会と卓越 (14-19: Opportunity

and Excellence)』で、政府はイギリスにおける義務教育終了後の進学率が先進諸国と比較してかなり低い状況を改善し、全ての若者が少なくとも19歳までは教育を受けることを目標とした。これを受けて、特に学校離脱者の多い年齢段階 (14歳から19歳) で、生徒の興味・関心を喚起する教育を行うため、キーステージ4 (14歳から16歳) で英語、数学、理科、情報⁽⁵⁹⁾、Citizenship Education、体育のみを必修科目とする⁽⁶⁰⁾ ナショナルカリキュラムの改訂⁽⁶¹⁾ を2003年9月に行い、2004年から実施している⁽⁶²⁾。

⁽⁵⁷⁾ 原文は <<http://www.archive.official-documents.co.uk/document/cm52/5230/5230.pdf>> で閲覧可能。白書タイトルの日本語訳は、文部科学省生涯学習政策局調査企画課『諸外国の教育の動き 2001』(教育調査第129集) 国立印刷局, 2002, p.36. に倣った。

⁽⁵⁸⁾ この白書の内容を実行するため、2001年に議会上程した2002年教育法 (Education Act 2002 (c.32)) を成立させた。同法には、ナショナルカリキュラムの現行規定部分もある。

⁽⁵⁹⁾ 2000年、情報科はIT (Information Technology) から、ICT (Information communication Technology) へと名称変更を行った。この変更は Statutory Instrument 2000 No.1601, *The Education (National Curriculum) (Attainment Targets and Programmes of Study in Information and Communication Technology (England) Order 2000* で定められており、2000年秋学期から実施された。

⁽⁶⁰⁾ それまでキーステージ4で必修だった「外国語」と「技術」が2004年から選択科目となった。

⁽⁶¹⁾ ナショナルカリキュラムの教科という枠組みではないものの、work related learning もキーステージ4で学ぶ対象として新規に加えられた。(キーステージ4では同様に教科以外で健康教育、宗教教育、性教育、キャリア教育についても必修とされている。)

4 第3次ブレア政権の展望

労働党は2005年5月の総選挙に先駆けて、2004年7月、教育技能省の総選挙向け教育公約『教育5ヵ年計画 (Five Year Strategy for Children and Learners)』⁽⁶³⁾ を発表した。『教育5ヵ年計画』では、「教育と保育は改善しつつある」と述べ、小学校における読み書き計算能力の向上など、ブレア政権の過去7年間の成果に言及している。その一方、現在も小学校卒業時に25%の生徒が十分な読み書き計算能力を身につけず卒業していること、このことによる社会的階層差の拡大への懸念を示したうえで、子どもと親への提案として、政府は可能な限り読み書き計算能力を向上させる、と述べている。その一方、カリキュラムの幅を狭めないよう豊かで広範なカリキュラム (ダンスやスポーツ、ドラマや音楽、外国語に言及) を目指すとしている。また、中等教育での今後5年間の中心的な目標は、教授と学習の質を上げることと可能な限り選択の範囲を広げることとする。労働党は2005年4月13日、総選挙に際し全110ページにわたるマニフェスト *Britain forward not back* を発表した。この中で教育政策については同マニフェスト中の *Schools forward not back*

で言及しており、その内容は概ね『教育5ヵ年計画』に沿ったものである⁽⁶⁴⁾。

2005年5月5日の総選挙終了後、イギリス議会は5月17日招集され、政権の施政方針を女王が代読する『クイーンズスピーチ』⁽⁶⁵⁾ が行われた。その中で「教育は現在も政府の最優先事項である」として、政府は学校の選択と質が向上するような教育改革を行うこと、全ての人の教育水準の改善をさらに発展させることが述べられた。

しかし、第3期ブレア政権発足2ヶ月後の2005年7月7日、ロンドンの地下鉄・バス同時爆破テロが発生したことをひとつの契機として、多民族・多文化への寛容さを誇ってきた英国社会がテロの脅威に押される形で徐々に変貌し始めている、との指摘がある⁽⁶⁶⁾。ブレア政権は宗教的多文化社会を容認し、保守党政権時代には政府補助学校への申請が拒否されていたイスラム教徒の学校やユダヤ教の私立学校への認可を行った。またナショナルカリキュラムに *Citizenship Education* を導入し、多文化社会における市民的連帯を志向してきたが、この前提として不可欠な市民の平等な社会参加⁽⁶⁷⁾ が危うくなりつつあり、今後のイギリス社会および *Citizenship Education* の動向が注目される。

⁽⁶²⁾ 2004年秋学期からのナショナルカリキュラムの変更は、Statutory Instrument 2004 No.1217, *The Education (National Curriculum) (Attainment Targets and Programmes of Study in Science in respect of the First, Second Third and Fourth Key Stages) (England) Order 2004* など、各教科ごとに定められた。

⁽⁶³⁾ イギリス教育技能省『教育5ヵ年計画 (Five Year Strategy for Children and Learners)』は、同省のウェブサイトで見覧可能。<<http://www.dfes.gov.uk/publications/5yearstrategy/>> また、白書タイトルの日本語訳については、文部科学省生涯学習政策局調査企画課『諸外国の教育の動き 2004』(教育調査第133集) 国立印刷局, 2005. p.26. に倣った。

⁽⁶⁴⁾ 労働党マニフェストは、同党ウェブサイト <<http://www.labour.org.uk/fileadmin/labour/user/attachedfiles/PDFS/schoolsforwardnotback2005.pdf>> で見覧可能。教育分野 *Schools forward not back* では保守党政権時代との比較として、1997年以降の労働党政権の成果を示したうえで、2010年までに達成すべき目標を述べている。特に教育投資の重要性を強調しており、教育支出を生徒1人当たり5500ポンドに増額する、としている。『教育5ヵ年計画』と実質的な内容は同一だが、その性質上、コンパクトかつ、できる限り数値で目標を呈示しているところが特徴的である。

⁽⁶⁵⁾ *TIMESonline*, May 19, 2005. <<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,2-1615894,00.html>>

⁽⁶⁶⁾ 「英 変わりゆく多文化社会」『日本経済新聞』2005.8.7.

⁽⁶⁷⁾ 平塚真樹「市民性 (シティズンシップ) 教育をめぐる政治」『教育』695号, 2003.12, p.24.

表5 イングランドにおける私立学校 (Independent Schools) 数および教師1名当たりの生徒数

年 度	1985	1990	1995	2000	2004
学校数	2,311	2,283	2,259	2,202	2,328
教師1名当たりの生徒数	11.4	10.9	10.3	9.9	9.4

(出典) Department for education and skills. *Statistics of Education: Schools in England*
 <http://www.dfes.gov.uk/rsgateway/DB/VOL/v000495/schools_04_final.pdf>

なお、ナショナルカリキュラムが適用されない私立学校の問題⁽⁶⁸⁾について若干触れておきたい。なぜならここに、イギリス特有の私立学校システムの問題が大きく関わってくるからである。つまりイギリスでは、支配階級および上層中産階級は伝統的にエリート私立教育⁽⁶⁹⁾を利用することによって、大多数の国民が通学する教育機関から「自己排除」をしてきた⁽⁷⁰⁾という歴史があり、それは現在も脈々と受け継がれている。表4はイングランドにおける私立学校数(小、中含む)の変化を示したものである。これに対して2004年度現在の公立小学校は17,762校、中等学校は3,409校である。イングランド全体の学校数(23,499校)の1割が私立学校である。下層社会階級と低い学業成績との相関関係についてはすでに触れてきたが、「不利な者たちにとっての不利は他者の有利に関係するため、政策の関心が不利な者たちのみにむけられてはならない⁽⁷¹⁾」という指摘も見逃せないであろう。ナショナルカリキュラムには、こうした階級格差的ともいえる側面が見られる点は、公立・私立を問わず共通の学習指導要領が適用されるわが国のシステムとは大きく異なっている。

ナショナルカリキュラムの私立学校への適用が除外されている理由を、イギリスが他のヨーロッパ諸国と比較して、統一的な教育・行政組

織を十分に発展させてこなかったためと考察する立場もある⁽⁷²⁾。ナショナルカリキュラムの検討においては、前提として考慮すべき事柄であろう。

おわりに

本稿では、イギリスにおいて教育の中央集権化に大きな役割を果たしたとされる、ナショナルカリキュラムの変遷を概観してきた。保守党サッチャー政権では、その急激な導入およびナショナルテストを競争のものさしとして使うことへの反発が強かったこともあり、定着には時間を要したが、共通教育課程の導入そのものは一定の評価を得たといえる。労働党政権がこれを引き継いでいることはその証左といえるだろう。ただしナショナルカリキュラムの導入後、保守党の新自由主義的思想とあいまって、学力競争は激化し、怠学問題が社会問題化するという帰結をもたらした⁽⁷³⁾。

労働党ブレア政権は広く社会全体の学力向上を目指し、1期目では特に初等教育段階における基礎学力向上に重点を置き、読み書き計算能力の習得を重視したカリキュラム改訂を行った。労働党はこれにより一定の基礎学力向上の成果を得たとして、2期目以降は中等教育改革に力

(68) オルドリッチ 前掲注(10), p.65. によれば、中央政府はナショナルカリキュラムを私立学校に強制することが正しいとは思わない、と考えてきた。

(69) パブリックスクールなどが該当する。

(70) ジェフ・ウィッティアー 前掲注(47), p.174.

(71) 同上。

(72) オルドリッチ 前掲注(10), p.229.

(73) 1998年のイギリス政府統計 *Truancy and School exclusion* によれば、100万人の生徒が無断で学校を休んだという。

点を移している。労働党の中等教育改革では、「将来の学習と就業に必要な核となる普遍的な学習・経験は保障しつつ」、「学校やカリキュラムの多様化と選択」を可能にする⁽⁷⁴⁾としている。しかし、この点はプロセスとその結果における平等を目指した初等教育政策の場合とは異なり、異なるプロセス(学校、カリキュラム)から平等な結果を目指しているという点で、内在的な矛盾をはらんでいるように思われる。今後中等教育におけるナショナルカリキュラムの評価が注目される。

また、現在の日本における子ども達の学力低下と学習指導要領改訂に関する議論との関連でいえば、特にブレア政権第1期目の初等教育改革での教育水準向上政策は、重要な示唆を与えてくれるものと思われる。この時期(1997年-2001年)、イギリスで向上させるべきとされた「学力」は、伝統的なテストで計られる基礎的な学力⁽⁷⁵⁾(読み書き計算能力)であった。一方、日本では同じ時期⁽⁷⁶⁾に「生きる力」「学ぶ意欲」といった教育の情意的な側面が強調され、学習指導要領の削減が行われた結果、現在の学力低下議論が生じている。この点は対照的であり、興味深く思われる⁽⁷⁷⁾。

昨今、イギリスでも数値で測定する学力へ重点が置かれることへの批判は高まりつつある⁽⁷⁸⁾。ブレア政権下で地方分権が進むウェールズでは、2004年11月ウェールズ国民議会はキーステージ2終了後(11歳)におけるナショナルテストの廃止を決定した⁽⁷⁹⁾。また、2005年8月23日にキーステージ2終了後のナショナルテスト(対象:11歳児)の結果が発表された(表2参照)。これに先立って、The Independent紙は独自調査による結果予測を行った。同紙は、政府目標である「読み書き計算において、85%の生徒が要求されたレベルまでに達する」可能性は殆どないとしたうえで、政府の目標設定(target setting)に対する親や教師の反発が強いことなど、ナショナルテストへの反発が根強いと報じている⁽⁸⁰⁾。同紙は、テスト結果を見れば1997年労働党政権発足後の3年間は生徒の学力は劇的に進歩したものの、それ以降の上昇率が低いことについても指摘している。今回のテストも、上昇率は各1ポイントずつの上昇という結果となっている(表2参照)。今後ナショナルテストに対しては、その実施の可否を含めて国民の厳しい目が向けられていくと思われる。

(よしだ たみこ 文教科学技術課)

74) 資格カリキュラム機構 *Changes to the key stage 4 curriculum*, p.5.

<http://www.qca.org.uk/downloads/4146_ks4_changes.pdf>

75) "Meshed in web of power" *TIMES EDUCATIONAL SUPPLEMENT*, July 22, 2005. p.15.によれば、労働党の学校政策(School policy)は「Everything can be measured and what gets measured gets managed(全てが測定され、測定されたものは管理されるようになる)」と評されている。

76) 1998年に学習指導要領の全面改訂を行い、2002年度より教育内容の「3割削減」といわれる体験重視の「総合的な学習の時間」を目玉として取り入れた新学習指導要領が実施されている。

77) 竹内洋『パブリック・スクール：英国式受験とエリート』(講談社現代新書)講談社、1993.はこの現象を日本の教育の「イギリス化」、イギリスの教育の「日本化」をめざすものだ、と指摘する。

78) 窪田 前掲注(6), p.62.

79) ウェールズでは、既にナショナルテストの結果公表は2001年に廃止され、2002年からキーステージ1開始段階での、7歳児対象のテスト実施も廃止されている。

80) Richard Garner and Sarah Cassicy, "Improvements slow in primary education." *Independent online edition*, August 8, 2005. <<http://education.independent.co.uk/news/article304420.ece>>